

令和9年度概算要求
農林水産関係予算説明動画
参考資料

経営局

農林水産省

農業経営・就農支援体制整備推進事業

令和9年度予算概算要求額 1,286 百万円（前年度 600百万円）

<対策のポイント>

都道府県が農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制を整備し、就農・参入等に関する相談対応、希望に応じた市町村等関係機関への紹介・調整、農業経営の改善、法人化や円滑な継承等に必要な助言・指導などを行う取組のほか、地域外や異業種の法人による農業参入を支援します。

<事業目標>

支援実施から5年後における農業者の経営戦略目標を達成した経営体数の増加（支援経営体数の8割）等

事業の内容

事業イメージ

1. 農業経営・就農サポート推進事業 746百万円（前年度 446百万円）

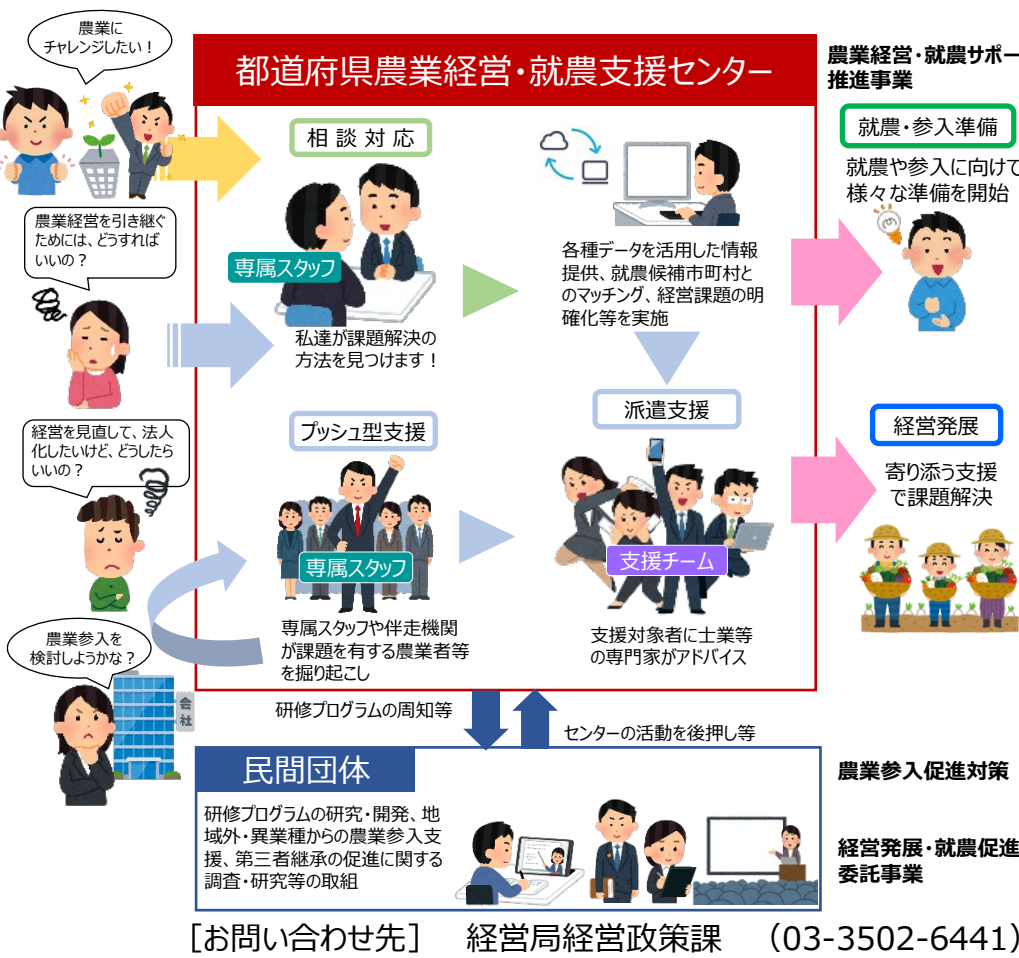
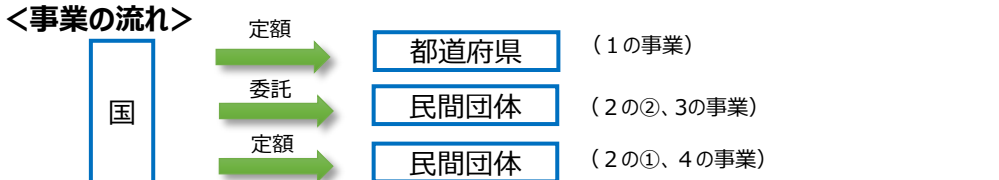
都道府県が就農・参入や農業経営をサポートする農業経営・就農支援センターを整備し、就農・参入等の相談対応、異業種の法人誘致、就農・参入候補市町村等との調整、農業経営の改善、法人化や農業経営の円滑な継承等の課題を有する農業者の掘り起こし及び課題解決のための専門家によるアドバイス等を行う取組を支援します。
2. 農業参入促進対策 370百万円（前年度 - ）

① 異業種の法人等と誘致したい自治体とのマッチングや、農業参入した法人のプラットフォームの創出等を行う取組を支援します。

② 都道府県・市町村と連携しつつ、民間団体の知見・ノウハウを活用して、農業参入や移譲を希望する農業法人の継承に関する情報の一元化や、地域外や異業種の法人の参入を促進します。
3. 経営発展・就農促進委託事業 140百万円（前年度 124百万円）

農業者の経営基盤の強化に資する、農業経営人材育成のための研修プログラム等の研究・開発を行うとともに、農業法人の経営動向の調査・分析や早期継承・第三者継承の促進に関する調査・分析を実施します。
4. 優良経営体表彰等事業 30百万円（前年度 30百万円）

全国の優れた農業経営体の表彰及び「全国農業担い手サミット」の開催を支援します。



担い手への農業用機械・施設の導入

令和9年度予算概算要求額 15,431百万円（前年度 4,007百万円）

＜対策のポイント＞
地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

＜事業目標＞ [令和12年度まで]
○ 担い手への農地集積率 7割 ○ 販売金額に占める担い手のシェア 9割

＜事業の内容＞

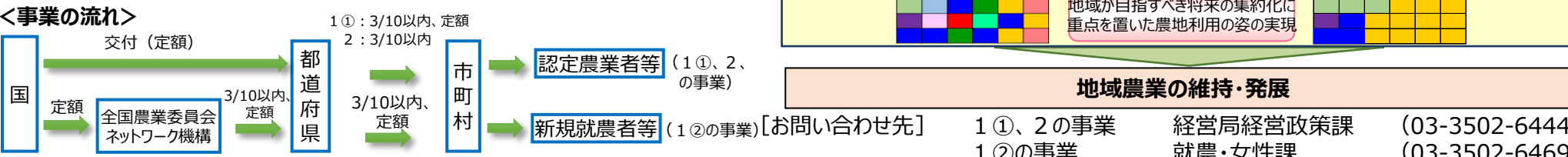
1. 地域農業構造転換支援対策 14,344百万（前年度 2,920百万円）

- ① 地域農業構造転換支援事業
地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に
必要な農業用機械・施設の導入を支援します。
- ② 新規就農者チャレンジ事業
認定新規就農者（65歳未満）の早期の経営発展に必要な農業用機械・
施設の導入等を支援します。
- 補助率：購入 3/10以内、リース 定額（取得額相当の3/7）
 - 補助上限：個人1,500万円、法人3,000万円
 - 成果目標 ※以下から選択
 - ・ 経営面積の3割又は4 ha以上の拡大
 - ・ 付加価値額1割以上の拡大
 - ・ 労働生産性3%以上の向上

2. 農地利用効率化等支援事業 1,087百万円（前年度 1,087百万円）

地域計画に位置付けられた担い手が、融資を受けて、経営改善の取組に必要
な農業用機械・施設を導入する場合等に支援します。
（融資主体支援タイプ）

- 補助率：3/10以内
- 補助上限：300万円等



＜事業イメージ＞

地域計画のブラッシュアップを通じて、地域の将来を支える担い手や、
地域が抱える課題が明確化

地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に必要
な農業用機械・施設の導入を支援
＜対象となる農業用機械・施設＞
成果目標の達成に直結する農業用機械・施設
（例）

トラクタ 田植機 コンバイン ドローン ビニルハウス

＜対象者＞
地域計画に位置付けられた担い手（認定農業者、認定就農者、集落営農組織、
市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者）

＜対象地域＞
地域計画の目標集積率が6割以上（都府県の中山間地域は5割以上）
又は現行の地域計画か、ブラッシュアップ後の地域計画において、目標集積率が
現状の集積率よりも10ポイント以上増加する姿となること

現状 目標地図

地域が目指すべき将来の集約化に
重点を置いた農地利用の姿の実現

地域農業の維持・発展

意欲ある市町村を中心に、農業委員会だけでなく、**市町村が指定する協力団体**（農協、土地改良区、農地バンク、民間事業者等）が連携し、**地域計画の継続的な見直しと農地の集約化の実現に向けて現場活動**（農地所有者等の意向把握、農地の利用調整等）を強化する取組を支援します。また、都道府県による市町村段階の現場活動をサポートする取組を支援します。

担い手への農地集積率向上（7割〔令和12年度まで〕）

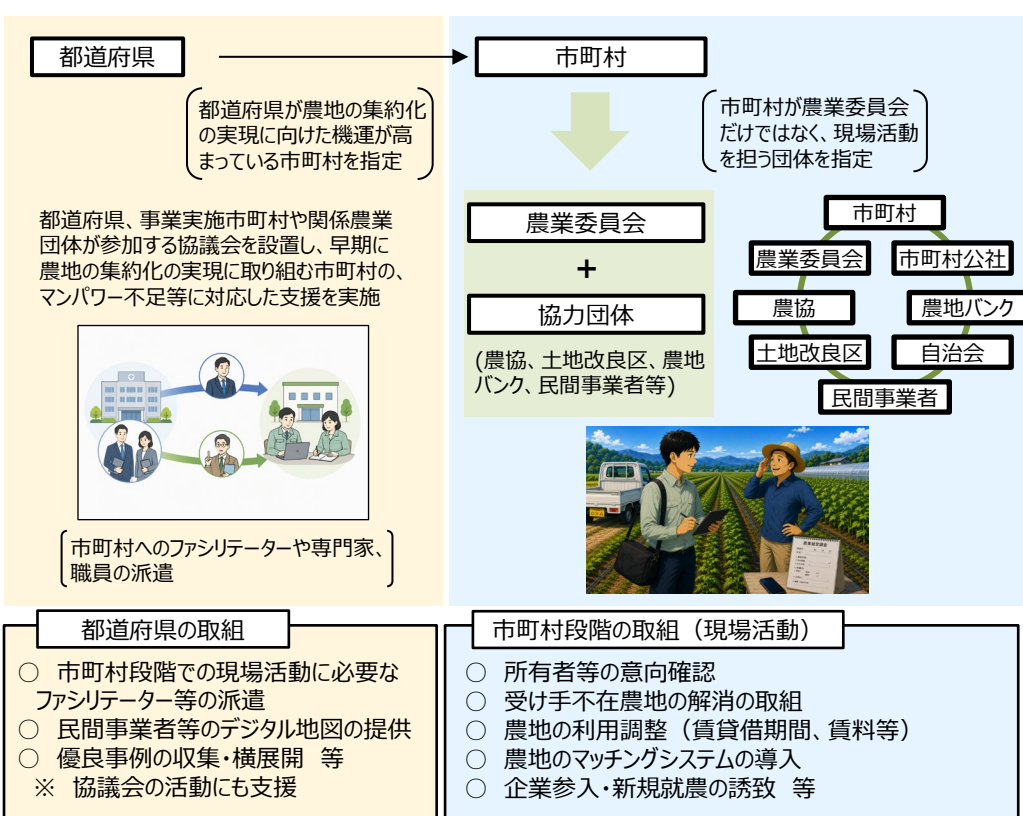
＜事業の内容＞

4,070百万円（前年度－）

地域計画の継続的な見直しと農地の集約化の実現に向けて現場活動に取り組む市町村段階での課題等の解決のため、司法書士やファシリテーター等の派遣、民間事業者が作成するデジタル地図の提供、マンパワー不足の市町村へのサポート等に要する経費を支援します。

市町村が農協、土地改良区、農地バンク、民間事業者等（協力団体）を指定した上で、**市町村が中心となって農業委員会や協力団体と連携して行う、現場活動**（農地所有者・農業者の意向確認、農地の利用調整、企業参入・新規就農の誘致等）**に要する経費を支援**します。

＜事業イメージ＞



＜事業の流れ＞



地域計画に基づく農地の集約化のうち
不在村農地所有者に対するアプローチ推進事業

令和9年度予算概算要求額 476百万円（前年度－）

<対策のポイント>

地域計画に基づく農地の集約化を図る上で阻害要因となり得る不在村農地所有者の農地利用に関する意向把握等を徹底するため、様々な媒体を活用した情報発信、農業委員会等による相談会の開催等の取組を支援します。

<事業目標>

担い手への農地集積率向上（7割〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 不在村農地所有者に対する情報発信・相談会の開催 468百万円（前年度－）

① 情報発信

不在村農地所有者に対し、農地制度に関する情報や農地の利活用に係る相談会の開催案内等を発信するための経費を支援します。

② 相談会の開催

民間団体や農業委員会が、不在村農地所有者を対象とした農地の利活用に
関する相談会を開催するための経費を支援します。

<事業イメージ>

情報発信・相談会の開催

民間団体・農業委員会

農業委員会

情報発信

民間団体
・ポータルサイトの設営
・SNS
・交通広告 等
農業委員会
・手紙・電話等による周知

農地に関する
相談会の開催
案内

相談対応
〔現地参加・
オンライン併用〕

不在村農地所有者

参加

農地の利活用に
関する相談会

<事業の流れ>

国

補助（定額）

民間団体

補助（定額）

都道府県

委託

民間団体

（1の①の事業、1の②の事業の一部）

補助（定額）

市町村（農業委員会）

（1の②の事業の一部）

（2の事業）

司法書士会等による啓発活動

・司法書士会等が行う相続登記の相談会等の機会を捉えた説明動画の放映やパンフレット等の配布を通じた農地制度等の周知

・司法書士会等から農業委員会への不在村農地所有者情報の提供の促進

司法書士 相談会

農地

不在村農地所有者の意向把握

地域計画の見直しを通じた農地の集約化

〔お問い合わせ先〕 経営局農地政策課 （03-6744-2152）

就農・女性課事業の全体像

農業の魅力発信支援事業

職業としての農業の魅力発信の取組を支援

農業人材確保推進事業

新規就農相談・情報発信、就農相談会の開催等を支援

独立自営就農者への支援

資金面の支援

就農準備資金

研修期間中、**年間最大165万円**を交付
(最長2年間)

経営開始資金

新たに経営を開始する者に対して
年間最大165万円を交付 (最長3年間)

機械導入等の支援

経営発展支援事業

新規就農者(49歳以下)の機械・施設の導入等を都道府県と連携して支援

- ・国費上限：最大600万円(経営開始資金受給者は250万円)
- ・補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援(国1/2、都道府県1/4)

新規就農者チャレンジ事業

農業構造転換集中対策として、新規就農者(64歳以下)に機械・施設の導入等を支援

- ・国費上限：個人1,500万円、法人3,000万円
- ・補助率：3/10

青年等就農資金

無利子・実質無担保資金により、機械・施設等の取得、営農資金を支援



雇用就農の促進 (農業法人等への支援)

雇用就農資金

- ・正規雇用に向けた**トライアル雇用就農**の実施のための**マッチング経費等**を支援
- ・就農希望者を新たに**正規雇用**する農業法人等に対して、**年間最大60万円**を交付 (最長4年間)

雇用体制強化事業

- ・就労条件改善による従業員の働きやすさを高める取組を支援
- ・他産地・他産業との連携等による労働力確保の取組を推進

外国人材の適正な受入

外国人材受入

総合支援事業

技能試験の円滑な実施や現地説明・相談会の開催、働きやすい環境の整備等に加え、外国人材に対する学習機会の提供の取組を支援

受入体制支援

農地の受け手確保に向けた 新規就農者 誘致環境整備事業

地域計画の策定により
明らかになった
受け手のいない農地に
新規就農者を誘致するための

- ・体制整備
- ・研修農場の整備
- ・就農前後の方に対するトータルサポート活動
- ・農地の整備等

を一体的に支援

教育支援

農業教育 高度化事業 等

農業大学校や農業高校等における
農業教育の高度化・充実に必要な

- ・カリキュラム強化
- ・研修用機械・設備の導入
- ・施設の整備
- ・現場実習や出前授業
- ・就農コーディネーターの設置

等を支援

スマート農業研修教育環境整備事業

農業構造転換集中対策として、
スマート農業技術を実践的に学べる研修農場の整備、
農業大学校等の農業教育機関における
スマート農業機械の導入やICT環境の整備、
現役農業者向けのスマート農業のリ・スキリング等を支援

女性 活躍 推進

女性が変わる
未来の農業推進事業

女性が働きやすい環境づくりや女性グループの活動推進、地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成や女性農業者の活躍事例の普及、登用に向けた意思決定層の意識啓発、ジェンダーギャップ解消の実証等の取組を支援

「農業」
の発見



就農
検討



就農
準備



就農
開始



経営
発展



地域農業構造転換支援対策のうち
新規就農者チャレンジ事業

令和9年度予算概算要求額 15,776百万円（前年度 2,920百万円）の内数

＜対策のポイント＞

地域農業の構造転換に向けて、**新規就農者が早期に経営発展**するために必要な**農業用機械・施設の導入等の取組を支援**します。

＜事業目標＞

- 担い手への農地集積率（7割〔令和12年度まで〕）
- 販売金額に占める担い手のシェア（9割〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

早期の経営発展を目指し、意欲的に取り組む**新規就農者**に対し、**農業用機械・施設の導入等の取組を支援**します。

【対象者】

認定新規就農者（独立・自営就農時の年齢が65歳未満）

【対象となる取組】

- 農業用機械・施設の改良又は取得（中古含む）
- 農業用機械・施設等の修繕・移設・撤去
- 家畜の導入
- 果樹・茶の新植・改植
- 農業用機械のリース導入 等

【支援額】

国費上限：個人1,500万円 法人3,000万円

【補助率】

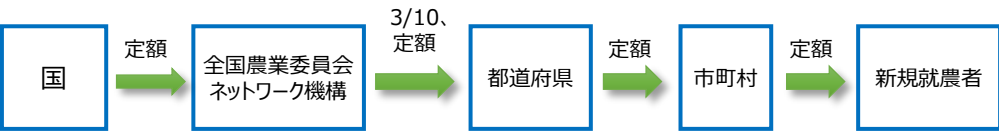
購入：3/10以内 リース：定額（取得額相当の3/7）

（対象地区）

営農地が属する地域計画が、以下の①若しくは②の要件を満たしている、又は、地域計画のブラッシュアップを行い、事業実施年度の翌年度までに要件を満たすことが確実である必要があります。

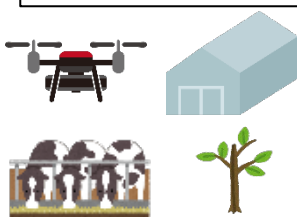
- ① **地域計画の目標集積率が6割以上**（都府県の中山間地域は5割以上）
- ② **目標集積率が現状集積率より10ポイント以上増加する**

＜事業の流れ＞



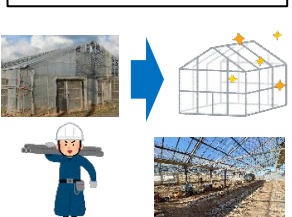
＜事業イメージ＞

機械・施設等の導入



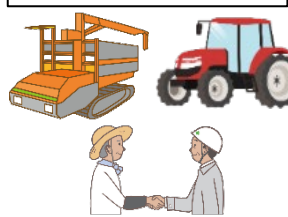
機械・施設、家畜、苗木等の購入費

経営資源の有効利用



機械・施設等の修繕・移設・撤去費

農業用機械のリース



農業用機械のリース費

＜主な要件＞

- 青年等就農計画の認定を受けていること
- 地域計画の目標地図に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること
- 導入する農業用機械等について、園芸施設共済、農機具共済の加入等を行うこと
- 経営開始資金との同時受給は不可（資金受給終了後は活用可能）

＜成果目標（事業実施年度の翌々年度の目標）＞

以下のうち、いずれか1つの成果目標を選択して取り組む必要があります。

- 経営面積の3割以上の拡大
- 付加価値額1割以上の拡大（付加価値額＝収入総額－費用総額＋人件費）
- 労働生産性3%以上の向上（労働生産性＝付加価値額÷総労働時間（又は労働人数））

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課 （03-3502-6469）

地域農業構造転換支援対策のうち
スマート農業研修教育環境整備事業

令和9年度予算概算要求額 15,776百万円（前年度 2,920百万円）の内数

<対策のポイント>

地域農業の構造転換に向け、担い手の規模拡大に資するスマート農業技術の研修・教育の強化、雇用型経営を目指す就農希望者向けの研修・教育の環境整備を集中的に支援します。

<事業目標>

スマート農業技術を活用した面積の割合（50%〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農業大学校・農業高校の教育環境整備

農業大学校・農業高校等におけるスマート農業教育環境の整備を支援します。

※AIを活用して経営の最適化を実現できる人材育成の取組を含む。

①農業用機械・設備等の導入、ICT環境の整備【補助率：1/2以内】

②スマート農業のカリキュラム強化等 ※①を実施する場合に限る。【補助率：定額】

2. 現役農業者のリ・スキリング

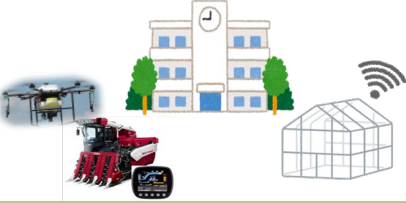
営農類型に即した体系的なスマート農業技術のリ・スキリングを行う研修・教育を支援します。

【補助率：定額（上限 1,500万円/県）】

<事業イメージ>

1 農業大学校・農業高校の教育環境整備

農業大学校・農業高校等の農業教育機関における、スマート農業機械・設備等の導入、無線LAN等のICT環境の整備、スマート農業のカリキュラム強化等を支援。



2 現役農業者のリ・スキリング

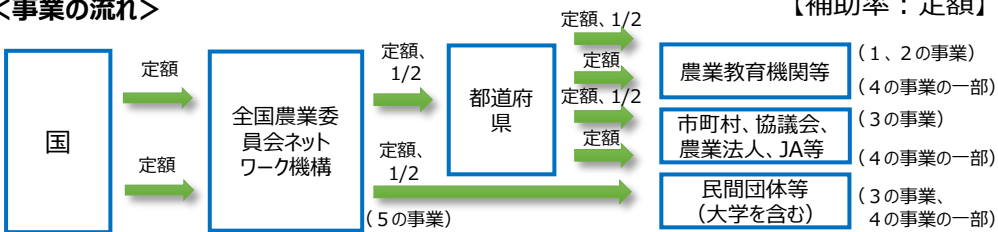
体系的なスマート農業研修に要する農業機械・設備の導入、カリキュラム開発等に要する経費を支援。

【例】耕起から収穫までの一連のスマート農業技術研修

耕起・整地 → 田植 → 水管理 → 農薬散布 → 生育管理 → 収穫



<事業の流れ>



国 → 全国農業委員会ネットワーク機構 → 都道府県 → 農業教育機関等（1、2の事業） / 市町村、協議会、農業法人、JA等（3の事業） / 民間団体等（大学を含む）（3の事業、4の事業の一部）

（注）上記要求額のほか、事項要求

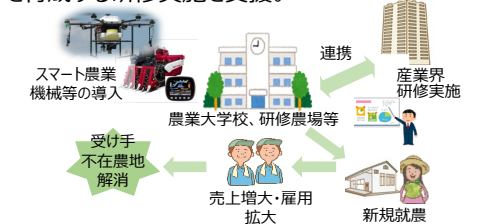
3 研修農場の整備

スマート農業技術を導入した実践的な研修農場の整備や、そのための体制整備を支援。



4 雇用型経営を目指す就農希望者向けの研修・教育の環境整備

雇用により農業経営を発展させる意欲と能力のある経営体（雇用型経営体）の育成モデルを創出するため、高度な経営管理能力とリーダーシップを育成する研修実施を支援。



新規就農者育成総合対策のうち
経営発展支援事業

令和9年度予算概算要求額 18,268百万円（前年度 10,427百万円）の内数

<対策のポイント>
新規就農者（親元就農を含む。）の経営発展のための機械・施設の導入等を、都道府県と連携して支援します。

<事業目標>
農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェア（全産業並に引き上げ〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

就農後の経営発展のために、都道府県が新規就農者の初期投資の取組に対して支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。
※取組計画に応じた事業採択方式

<通常枠>
対象者：49歳以下の認定新規就農者
支援内容：機械・施設等の導入（機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等が対象）
支援額：国費上限500万円（経営開始資金の交付対象者は上限250万円）
補助率：国の補助上限1/2
※都道府県支援分の2倍を国が支援

<特別枠（地域計画早期実現支援枠）>
対象者：49歳以下の認定新規就農者・認定農業者
支援内容：① 機械・施設等の修繕・移設・撤去等の経営資源の有効利用や、法人化、専門家活用等の円滑な経営移譲に向けた取組
② 機械・施設等の導入
支援額：国費上限600万円（①と②の合計）
補助率：① 国の補助上限1/3
② 国の補助上限1/2
※都道府県支援分の2倍を国が支援

<事業の流れ>

<事業イメージ>

国 + 都道府県
新規就農者の確保目標やサポート内容等を定めた方針を作成

市町村（取組主体）
事業計画の作成への助言及び指導、助成金の交付 等

新規就農者

主な交付要件：
<通常枠>
1 独立・自営就農する認定新規就農者であること（令和8年度以降が対象）
2 経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること
※ 親元就農者の場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、継承する経営を発展させる計画（売上1割増等）であること
3 目標地図に位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること
4 機械・施設の取得費用等(本人負担分)について、金融機関から融資を受けていること

<特別枠（地域計画早期実現支援枠）>
1 将来像が明確化された地域計画※若しくは目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること
※将来の目標とする農用地の集積率が8割以上等の地域計画
2 令和6年度以降に農業経営を開始した個人・法人であること
3 青色申告を行うこと
4 機械・施設の取得費用等(本人負担分)について、金融機関から融資を受けていること
5 経営開始資金との併用は不可

国 → 全国農業委員会ネットワーク機構 → 都道府県 → 市町村 → 新規就農者

都道府県支援分の2倍を国が支援
都道府県支援分 + 国支援分
都道府県支援分 + 国支援分

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課 (03-3502-6469)

新規就農者育成総合対策のうち
就農準備資金・経営開始資金

令和9年度予算概算要求額 18,268百万円（前年度 10,427百万円）の内数

<対策のポイント>

次世代を担う農業者となることを志向する**49歳以下の者**に対し、**就農準備段階や経営開始時の早期の経営確立を支援する資金**を交付します。

<事業目標>

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェア（全産業並に引き上げ〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

就農準備資金

就農に向けて必要な技術等を習得する**研修期間中の研修生**に**資金を交付**

交付対象者：就農予定時に**49歳以下**の者

交付額：**13.75万円/月（165万円/年）**注1 を最長**2年間**

交付主体：・市町村

- ・都道府県域の研修機関（農大等）の場合は都道府県等
- ・全国型教育機関の場合は全国農業委員会ネットワーク機構

<主な交付要件>

- 1 **独立・自営就農**※1、**雇用就農**又は**親元就農**※2を目指すこと
 - ※1 **就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者**になること
 - ※2 **就農後5年以内に経営を継承**すること（法人の場合は共同経営者になること）
ただし、5年以内に経営継承等ができない場合は、独立・自営就農すること
- 2 都道府県等が認めた研修機関等注2で**おおむね1年以上かつおおむね年間1,200時間以上**研修を受けること
- 3 常勤の雇用契約を締結していないこと
- 4 原則、前年の世帯所得が**600万円以下**であること
- 5 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

- ① 適切な研修を行っていない場合等は、交付停止となります。
- ② 以下の場合は返還となります。
 - ・研修終了後1年以内に49歳以下で就農しなかった場合
 - ・就農後、交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、農業を継続しない場合 等

経営開始資金

次世代を担う農業者となることを目指し、**新たに経営を開始する者**に**資金を交付**

交付対象者：独立・自営就農時に**49歳以下**の者

交付額：**13.75万円/月（165万円/年）**注1 を最長**3年間**

交付主体：市町村

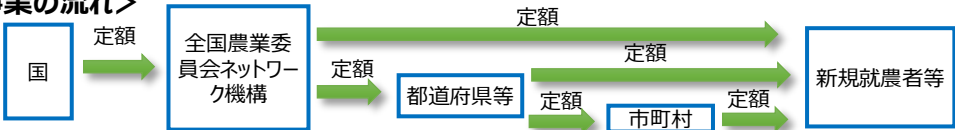
※市町村は、**サポート体制を整備し、サポート計画を作成・公表**

<主な交付要件>

- 1 独立・自営就農する**認定新規就農者**であること
- 2 経営開始5年後までに**農業で生計が成り立つ実現可能な計画**であること
- 3 経営を継承する場合、**経営発展に向けた取組**を行い、**新規参入者と同等の経営リスク**を負っていると市町村長に認められること
- 4 **目標地図**に位置付けられ、若しくは位置付けられることが**確実と見込まれること**、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- 5 原則、前年の世帯所得が**600万円以下**であること

- ① 以下の場合は、交付停止となります。
 - ・原則、前年の世帯所得が600万円を超えた場合
 - ・適切な経営を行っていない場合 等
- ② 交付終了後、交付期間と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合等は、返還となります。

<事業の流れ>



注1：支払方法（月毎、半年毎等）は交付主体による選択制
注2：就農に関するポータルサイト（農業をはじめる.jp）に研修計画等を登録していること

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課 (03-3502-6469)

新規就農者育成総合対策のうち

農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業

令和9年度予算概算要求額 18,268百万円（前年度 10,427百万円）の内数

＜対策のポイント＞

地域計画の策定により明らかになった受け手のいない農地に円滑に新規就農者を誘致するため、関連事業と連携し、地域の関係機関による誘致体制の整備や、技術習得のための研修農場の整備、就農前後の方に対するトータルサポート活動、就農に適した農地の整備等を一体的に支援します。また、研修農場を核とした取組を強力に推進するため、都道府県が地域をバックアップする取組や「全国トレーニングファーム推進協議会」の運営を支援します。

＜事業目標＞

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェア（全産業並に引き上げ〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 地区事業

① 新規就農者の誘致体制の整備

複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築、誘致の実践、就農前後の方々に対するトータルサポート活動を支援します。【補助率：定額】

〔研修農場の整備と併せて実施する場合：上限600万円/地区、
農地整備等関連事業と併せて実施する場合：上限300万円/地区、それ以外の場合：上限200万円/地区〕

② 研修農場の整備

就農希望者が実践的な研修を行う研修農場に必要な農業用機械・設備の導入、施設整備等を支援します。【補助率：1/2以内】

（農地整備等関連事業）

- ・ 遊休農地解消対策事業
- ・ 基盤整備事業（農地耕作条件改善事業等）

2. 都道府県事業

研修農場の活用ノウハウの共有や先進的な農業者の活用等の都道府県が地域をバックアップする取組を支援します。【補助率：定額、上限600万円/都道府県】

3. 全国事業

「全国トレーニングファーム推進協議会」の運営を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1① 新規就農者の誘致体制の整備

（複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築）

コーディネータ設置、先進地視察、マニュアル整備 等

〔※「新規就農者参入促進計画」を作成
・ 地域における推進体制や、新規就農者の現状と目標、農地の状況等を記載〕

（誘致の実践）

地域農業のPRコンテンツ作成、現地見学会開催 等

（就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施）

- ・ 短期農業研修の実施
- ・ 就農支援員の設置又は地域の先輩農業者への依頼により、就農前後の者に対する農地確保、資金調達、生活面、技術面等についての相談対応・指導等を実施
- ・ 研修農場の指導員・管理人員の確保

1② 研修農場の整備

農業用機械・設備の導入、農業用ハウス等の整備



いずれも実施する場合は優先的に採択

研修農場の用に供する農地又は就農に適した農地の整備
遊休農地解消対策事業 / 基盤整備事業（農地耕作条件改善事業等）

2 都道府県事業

- ・ 検討会の開催
- ・ 研修農場の活用ノウハウの共有
- ・ 指導農士の活用、指導員・管理人員のリスト化
- ・ 新規就農者向け収入保険の加入促進

3 全国事業

- 全国トレーニングファーム推進協議会
- ・ 研修農場の設置の推進
- ・ 研修農場の運営の円滑化
- ・ 研修カリキュラム等の充実
- ・ 研修生と研修農場及び指導者のマッチング等

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課 (03-6744-2162)

新規就農者育成総合対策のうち
農業教育高度化事業

令和9年度予算概算要求額 18,268百万円（前年度 10,427百万円）の内数

<対策のポイント>

新規就農者の輩出に向け、農業大学校、農業高校等における教育カリキュラムの強化やそれに必要となる農業機械・設備の導入や施設の整備（改修を含む）、先進農業者の下での現場実習の実施、就農コーディネーターの設置等を支援します。さらに、国際的な農業人材育成のための海外農業研修の実施を支援します。

<事業目標>

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェア（全産業並に引き上げ〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 全国事業

民間団体による国際的な農業人材育成のための取組を支援します。【補助率：定額】

2. 都道府県事業

新規就農者の輩出に向け、農業大学校、農業高校等で行う農業教育の高度化・充実、農業法人とのマッチングや関係機関との連携による就農対策を支援します。

<取組例>

①教育カリキュラムの強化【補助率：定額】

②研修用農業機械・設備の導入【補助率：1/2以内】
（リースを含む。また、汎用性のある機械等を含む）

③技術習得等に必要となる研修施設等の整備【補助率：1/2以内】
（温室等の改修を含む）

④就農コーディネーターの設置や現場実習や出前授業等の実施【補助率：定額】
※①＋④の国費上限：2,000万円/道、1,500万円/都府県

⑤有機農業専攻・科目の設置や有機JAS認証の取得に向けた支援
【補助率：定額】 ※⑤の国費上限：1,500万円/都道府県

<事業の流れ>

国

定額

民間団体

(1の事業)

定額

全国農業委員会
ネットワーク機構

1/2

定額又は1/2

都道府県

(2の①②④⑤
の事業)

1/2

(2の③の事業)

<事業イメージ>

全国段階

世界を相手に活躍できる人材等を育成できるよう、海外農業研修を実施、政府間交流の取組を推進



都道府県段階

農業大学校、農業高校における教育の高度化・充実

都道府県が農業教育での必要な取組を明確化した計画を作成

都道府県の実情に応じた農業教育の高度化

〇〇県農業教育高度化プラン

1.地域の課題

2.農業教育の目的

3.目標

4.農業教育機関の役割分担

5.農業教育の高度化に必要な取組

- ・スマート農業のカリキュラム強化
- ・研修用機械・設備の導入、施設整備
- ・先進農業者による出前授業 等

高校での出前授業

スマート農業等のカリキュラム強化

就農コーディネーター設置

LAN環境の整備

研修施設等の整備

農業機械・設備の導入

グリーン教育の推進

有機農業専攻・科目の設置や有機JAS認証の取得に向けた取組をパッケージで支援

(取組例)

- ・有機実習ほ場の設置
- ・研修用機械・設備の導入
- ・指導者の確保・育成
- ・教育コンテンツの作成
- ・有機JAS講習会の受講 等



【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課 (03-6744-2162)

新規就農者育成総合対策のうち
農業人材確保推進事業

令和9年度予算概算要求額 18,268百万円（前年度 10,427百万円）の内数

＜対策のポイント＞
農業に従事する人材の確保・定着を図るため、**新規就農相談・情報発信、就農相談会の開催**等の取組を支援します。また、農業に関心のある層に向けた職業としての農業の魅力を伝え就農意欲を喚起する取組を支援します。

＜事業目標＞
農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェア（全産業並に引き上げ〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 新規就農相談・情報発信
就農に関する情報を集約したポータルサイト「農業をはじめの.JP」による就農希望者への**情報発信**を支援するとともに、各地域における就農支援施策等を一元的に閲覧できるよう、**同ポータルサイトの改修**を支援します。
また、**全国段階における新規就農相談活動**及び就農相談から就農、定着、経営発展を支援するための**全国データベースの管理・運営**を支援する他、**新規就農者の就農実態に関する調査**を実施します。

新規就農相談・情報発信

- ・全国段階の相談窓口やWebでの就農相談・情報の収集・発信
- ・全国データベースの管理・運営
- ・ポータルサイトの改修
- ・新規就農者の就農実態に関する調査の実施

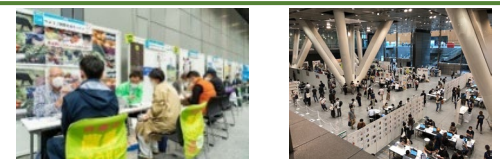


全国データベースの管理、運営

2. 就農相談会実施
就農希望者と産地・農業法人等とのマッチングを促すため、大都市での**就農相談会の開催**を支援します。

就農相談会実施

- ・東京・大阪での就農相談会（新・農業人フェア）の開催



3. 職業としての農業の魅力発信支援
大学農学部在学生等の農業に関心のある層に対する**職業としての農業の魅力発信**、他産業との連携に向けた**プラットフォームの活動**を支援します。

職業としての農業の魅力発信

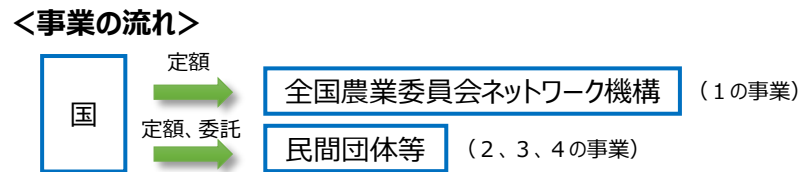
- ・農業の魅力を伝える講義、ロールモデル農業者による情報発信等を支援
- ・スポーツ界など他産業との連携に向けたプラットフォームの活動を通じ、新たなロールモデル農業者を発掘・輩出



4. 新規就農者の動向等に関する調査
新規就農者の中長期的な経営の動向や、定着に寄与する傾向・要因等を、定量的・定性的に分析する調査を実施します。

新規就農者の動向等に関する調査

- ・新規就農者の中長期的な経営動向や定着要因等を分析する調査を実施

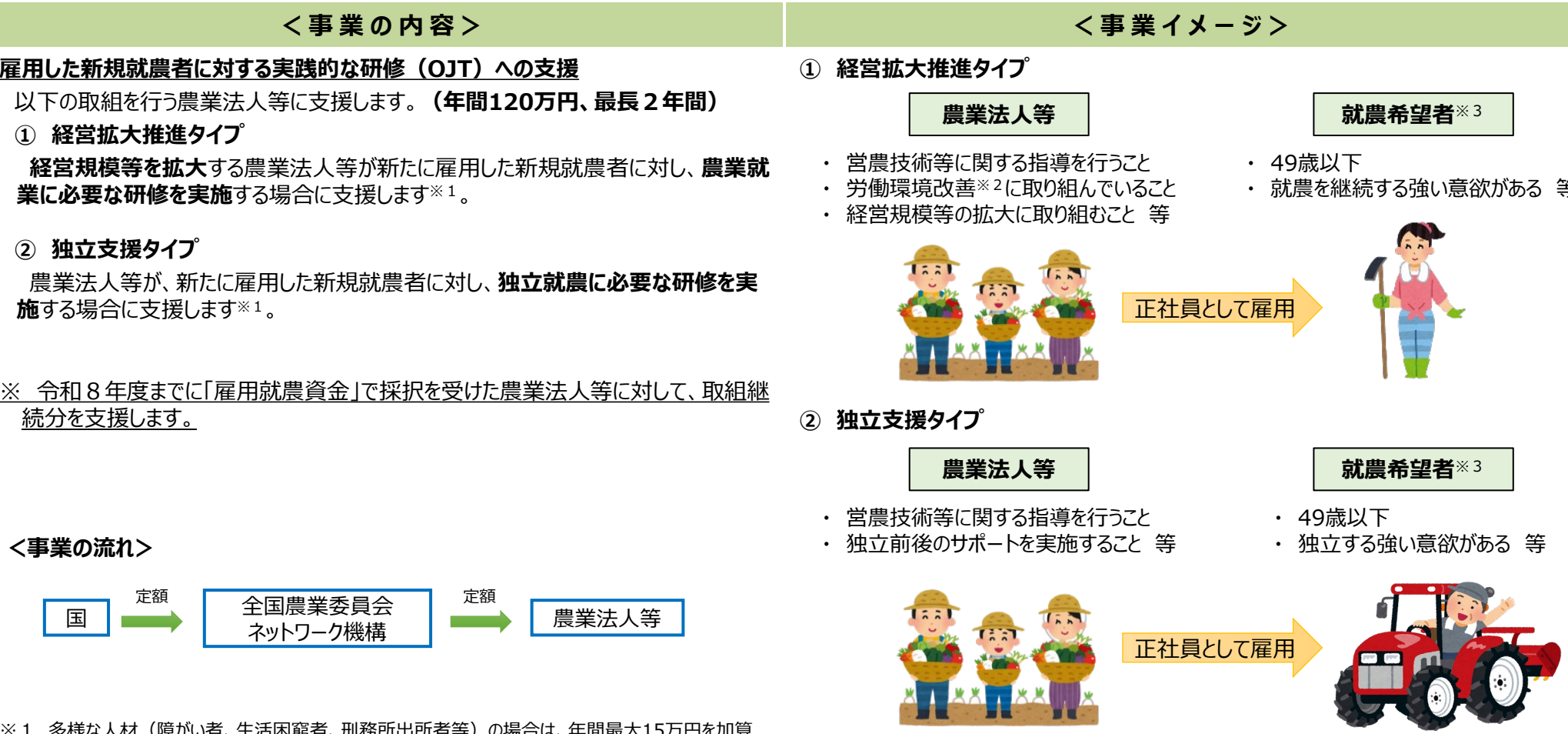


<対策のポイント>

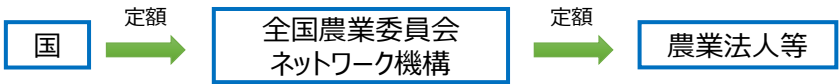
地域の核となる経営体の規模拡大や、新たな経営者の育成に向け、**新規雇用就農者に対し、実践的な研修（OJT）を行う農業法人等を支援**します。

<事業目標>

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェア（全産業並に引き上げ〔令和12年度まで〕）



<事業の流れ>



※¹ 多様な人材（障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等）の場合は、年間最大15万円を加算
※² 社会保険労務士の確認を受けた就業規則の作成や雇用保険・労働者災害補償保険への加入等
※³ 採用後1年以内の者を含む

雇用就農総合対策のうち
トライアル雇用就農促進事業

令和9年度予算概算要求額 3,753百万円（前年度 2,816百万円）の内数

＜対策のポイント＞

- 正規雇用への移行を前提としたトライアル雇用就農（3か月程度の有期雇用）を推進し、
 - ① 就農に関心がある求職者が、農業界にチャレンジしやすくするとともに、
 - ② 農業経営体が、正規雇用の拡大に向けて必要な環境を整えることを促します。
- トライアル雇用就農の実施期間中に、当該経営体で正規雇用への移行を希望しないケースが発生した場合は別の経営体・産地での就農を促し、農業界への定着を図ります。

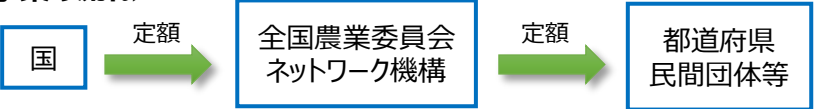
＜事業目標＞

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェア（全産業並に引き上げ〔令和12年度まで〕）

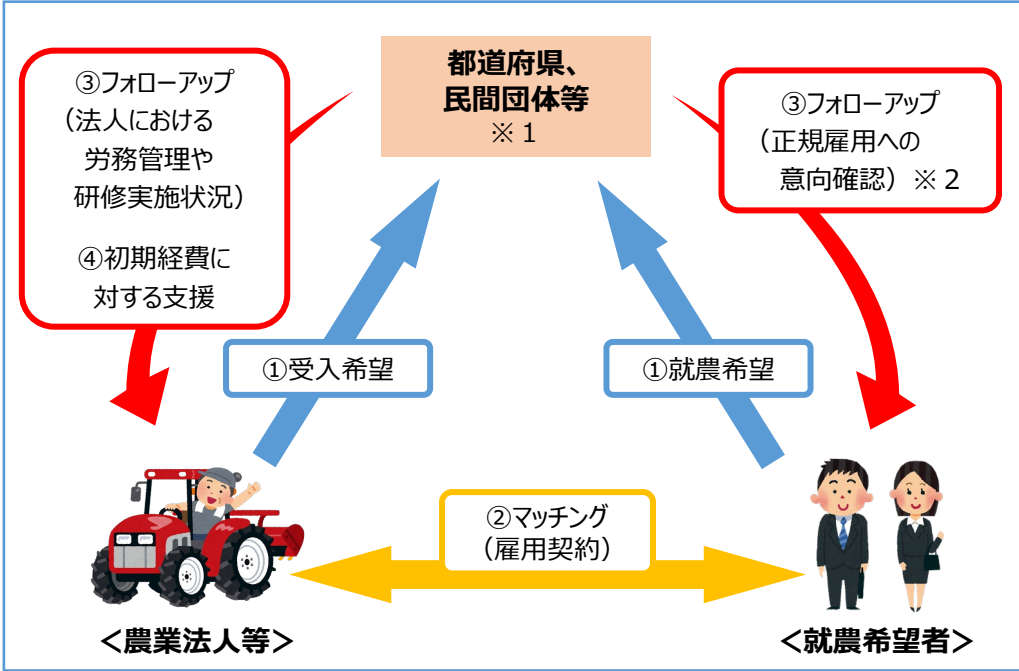
＜事業の内容＞

- 都道府県等における以下の取組を支援します。
- 1. 求人状況の調査、就農希望者の募集**
 - ・農業法人等の求人状況の調査
 - ・就農希望者の募集のための周知活動（チラシ、イベント等）
 - 2. 農業法人等と就農希望者のマッチング**
 - ・トライアル雇用契約の締結
 - 3. トライアル雇用就農期間中のフォローアップ**
 - ・就労状況の確認や正規雇用への移行に向けた助言
 - ・他の経営体、産地での就農継続の斡旋
 - 4. トライアル雇用の実施に係る経費支援**
 - ・農業法人等に対して、雇用の実施に係る初期経費相当を支援（就農希望者1人当たり2万円／月以内、最大3か月）
 - 5. その他**
 - ・雇用環境の実態調査
 - ・雇用環境の改善のための研修会の開催等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



※1 事業内容として、職業紹介事業に該当する取組が含まれるため、職業紹介事業の許可を受けた機関と協力し、職業安定法等の関係法令を遵守の上、事業を実施。
※2 必要に応じて、他の経営体・産地へ紹介することも可能。

雇用就農総合対策のうち
雇用体制強化事業

令和9年度予算概算要求額 3,753百万円（前年度 2,816百万円）の内数

<対策のポイント>

農業従事者の減少が加速する中、雇用による人材獲得・定着を図るために、働きやすい環境づくりや労働関係法制の見直しに対応するための体制整備等を支援します。

<事業目標>

農業分野における労働環境の改善

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 働きやすい環境づくりコース

地域協議会等※が「働きやすい環境づくり計画」に基づき実施する就業に関するルール策定や見直し、従業員の労働負担軽減に資する取組、マネジメント体制強化のためのシステム導入等を支援します。

※ 関係機関（地方自治体・JA等）＋農業経営体3者以上（人材を雇用する経営体が少ない地域において、地域の核となる農業経営体の場合、1者以上で可）

2. 推進体制整備コース

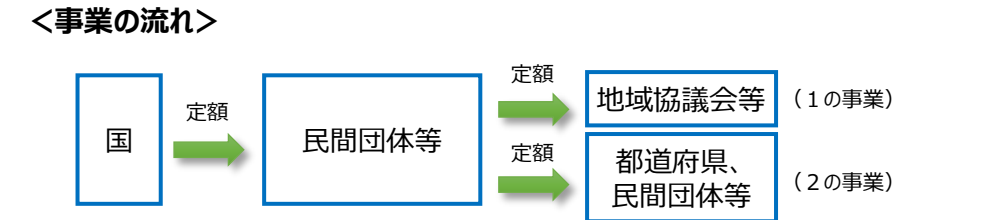
労働関係法制の見直しに対応するための周知活動や現場のフォロー体制の構築、労災保険の加入を促進するための取組を支援します。

（全国事業）

各種制度の周知のための説明会の開催、労働者の実態調査、労災保険の加入促進のための事例調査・手引き作成 等

（都道府県事業）

地方自治体や農業関係団体と社会保険労務士等が連携する体制の構築、労災保険加入の手続支援相談会の開催 等



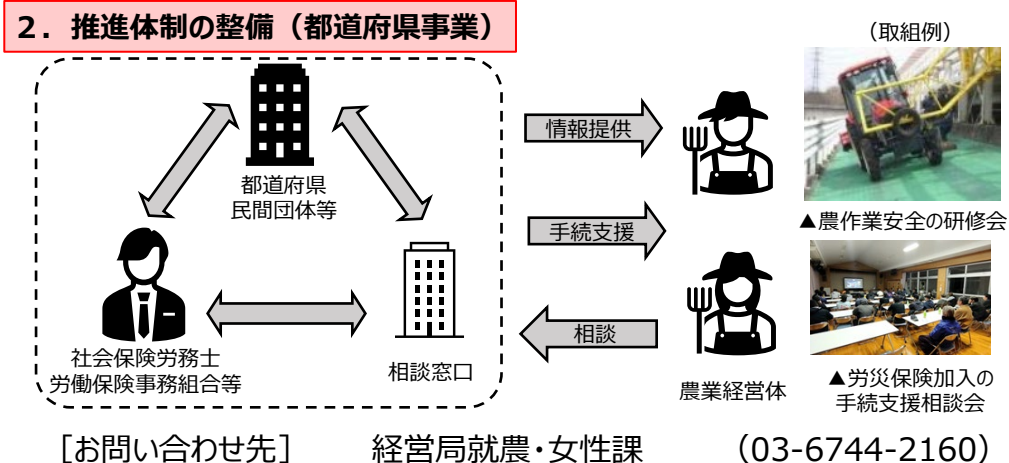
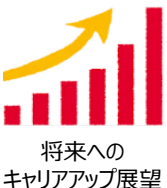
1. 働きやすい環境づくりに対する支援

【取組例】

- 就業規則の策定・見直し
社会保険労務士等へのコンサルティング相談等
- 労働負担の軽減
作業のマニュアル化、工程見直し等
- マネジメント体制の強化
人事制度や人材管理システムの導入等



○ 働きやすい環境づくりのための研修
外部講師を招いた研修会の開催等



＜対策のポイント＞

農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の各分野における外国人材の確保と適正かつ円滑な受入れに向けて、**外国人材の知識・技能を確認する試験の実施や現地説明・相談会の開催、働きやすい環境の整備等**に加えて、**外国人材に対する学習機会の提供の取組**を支援します。

＜事業目標＞

- 農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の分野における外国人材の確保
- 外国人材が働きやすい労働環境の整備の推進

＜事業の内容＞

1. 技能試験の円滑な実施

特定技能制度及び育成就労制度において、外国人材の知識及び技能を評価・確認するための**試験の作成・実施**を支援します。

2. 外国人材が働きやすい環境の整備

農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業分野において、**相談窓口の設置、優良事例の収集・周知等**の取組を支援します。さらに、以下の取組を行います。

- ① 農業分野では、**ポータルサイトの運営、育成就労外国人等の就労状況及びキャリア形成調査、外国人材受入特化型生成AIの設計・実証等**の取組支援
- ② 飲食料品製造業及び外食業分野では、**外国人材の育成・定着に向けたガイドブック等の作成、多言語での労働安全衛生セミナーの開催等**

3. 外国人材の呼び込み（現地説明・相談会）

日本での就労意欲の喚起を図るため**海外教育機関等と説明会**を実施

4. 外国人材の育成（学習支援）

農業生産に必要な知識を学ぶ**e-ラーニングの開発と講習会**を実施

＜事業イメージ＞

○ 農業分野

＜就労状況及びキャリア形成調査＞

- ・ 就労実態調査をベースに中長期的なキャリアモデルを策定



＜外国人材特化型生成AIの活用＞

- ・ 仕事面や生活面でのコミュニケーションをサポートするための生成AI活用



＜現地説明・相談会の実施＞

- ・ 日本の農業現場の理解促進、就労意欲の喚起を図るため海外教育機関等と連携し、説明会を実施



＜学習機会の提供＞

- ・ 農業生産に必要な知識を学ぶe-ラーニングの開発と講習会を実施



○ 飲食・外食分野

＜ガイドブックの作成＞

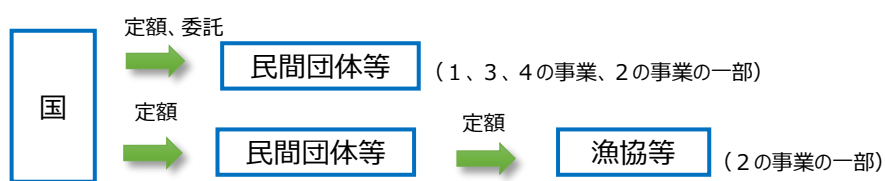
- ・ 外国人材の育成・定着に向けたガイドブックの作成



＜労働安全衛生セミナーの実施＞

- ・ 労働災害の防止に向けた多言語でのセミナー、講習会の開催

＜事業の流れ＞



[お問い合わせ先]	(農業分野)	経営局就農・女性課	(03-6744-2159)
	(漁業分野)	水産庁企画課	(03-6744-2340)
	(飲食料品製造業及び外食業分野)	大臣官房新事業・食品産業部新事業・国際G	(03-6744-2397)

女性が変わる未来の農業推進事業

令和9年度予算概算要求額 341百万円（前年度 72百万円）

<対策のポイント>

女性農業者の能力の発揮・活躍による農業の発展、地域経済の活性化のため、女性が働きやすい環境づくりや女性グループの活動推進、地域のリーダーとなる女性農業経営者の育成や女性農業者の活躍事例の普及、登用に向けた意思決定層の意識啓発・コミットメント強化、ジェンダーギャップ解消等の取組を支援します。

<事業目標>

- 農業委員に占める女性の割合向上（30%〔令和12年度まで〕）
 - 農業協同組合役員に占める女性の割合向上（20%〔令和12年度まで〕）
 - 土地改良区理事に占める女性の割合向上（10%〔令和12年度まで〕）
- 女性の認定農業者の割合向上（6%〔令和12年度まで〕）
 - 家族経営協定の締結割合（50%〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

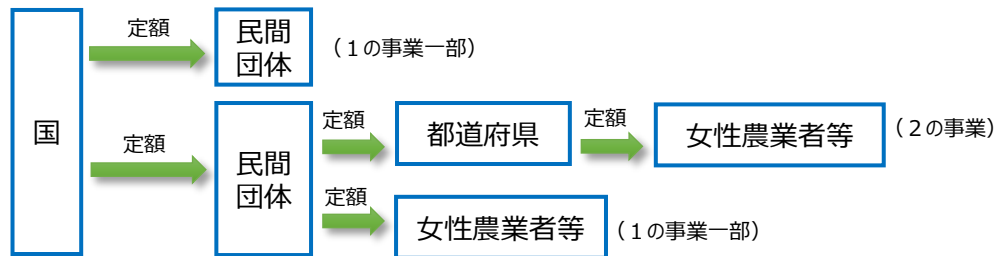
1. 女性活躍に向けた全国事業

男女別トイレ等の女性が働きやすい環境の整備や女性リーダー育成研修の実施、農業分野における女性の登用に向けた各組織の意思決定層の意識啓発・コミットメント強化、女性の参画・登用に向けた地域内ジェンダーギャップ解消、地域をリードする女性農業者の活躍事例の普及等の取組を支援します。

2. 地域における女性活躍推進事業

各都道府県において、地域の女性活躍の実情に応じて行う、地域のリーダーとなる女性農業経営者の育成、女性農業者の育児と農作業のサポート活動、家族経営協定の締結、女性活躍の理解促進、女性の継続雇用促進、地域の女性農業者グループの活動等の取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

女性活躍 に向けた Stage		農業・ 農村への 呼び込み	農業・ 農村への 定着	経営参画 経営発展	地域の方針策定 への参画
全国 事業	社会 参画 の 推進	地域組織の意思決定層の 意識啓発・コミットメント強化 農業リーダーズサミットの開催・男性管理職向け研修			
		ジェンダーギャップ解消 専門家伴走による地域の女性参画・登用拡大のための事業			
		女性活躍の理解促進 地域をリードする女性農業者の活躍事例の普及			
	環境 整備	女性の就業環境改善・活躍促進 女性が働きやすい環境整備（男女別トイレ、更衣室、託児スペース、アシストスーツ等の確保）、女性正社員の確保・継続雇用の促進、全国女性リーダー研修の開催等			
地域 事業	社会 参画 の 推進	地域の女性農業者グループの活動推進 女性グループの事業活動や研修会の開催等		リーダー育成 地域の実情に応じた女性リーダー育成研修の実施	
		女性活躍の理解促進 女性活躍の意義、女性活躍の事例等について研修会等を通じ周知			
	環境 整備	女性が働きやすい環境の整備 女性農業者の育児と農作業のサポート活動、家族経営協定の締結に向けた相談会の開催、女性の継続雇用促進のための研修会の開催等			

農協等が認定新規就農者に利用させる
機械装置等を取得した場合の

固定資産税に係る 課税標準の特例措置

 農協等が農業用ハウス等を取得し、
一定の要件を満たす認定新規就農者
に利用させる場合、
その固定資産税が軽減されます


農協等が、一定の償却資産を、適用期間に取得し、地域計画の目標
地図に位置付けられた認定新規就農者に利用させる場合、その償却
資産に対して新たに課税されることとなった年度から5年度分に
限り、課税標準が3分の2に軽減されます。（地方税法附則第15条第34項）

◎令和8年度税制改正で農地中間管理機構（農地バンク）等が特例対象者に
追加されました。

① 特例対象者

農業協同組合、中小企業等協同組合（事業協同小組合、企業組合を除く。）、農業協同組
合連合会、農事組合法人、農地中間管理機構、一般社団法人・一般財団法人（一定の要件を
満たす法人に限る）

② 償却資産

1つあたりの取得価格が、それぞれ以下の範囲のものが対象となります。

機械及び装置	30～330万円	器具及び備品	30～600万円
建物附属設備	30～600万円	構築物	30～2,000万円

③ 適用期間

令和10年3月31日までに取得し、かつ、利用させているものが対象となります。

※ 農地中間管理機構等については、令和8年4月1日以降に機械装置等を取得し、
かつ、利用させているものが対象となります。

④『地域計画の目標地図に位置付け』とは？

地域計画は、地域の農業の将来の在り方や目指すべき将来の農用地利用の姿を明確化した
ものです。目標地図は、将来の地域の農用地の利用について、農業を担う者ごとに地図に明
確化したものです。償却資産を利用する認定新規就農者は、この目標地図において、農業を
担う者として位置付け（表示）されていることが必要です。

⑤『認定新規就農者』とは？

認定新規就農者とは、新たに農業経営を営もうとする青年等が、経営を開始してから5年
後の目標やその達成に向けた取組等を内容とする青年等就農計画を作成し、その計画を市町
村に認定された者です。



本特例措置は、認定新規就農者への支援措置の一環であり、農協等から
認定新規就農者に貸し付けることで、認定新規就農者の初期投資の負担
軽減や定着等に役立てていただくことを目的としています。

手続きは
裏面に